

首都直下地震対策特別措置法に基づく地震防災対策の体系

○ 首都直下地震緊急対策区域の指定があった場合、政府は首都直下地震緊急対策推進基本計画を作成するとともに、地方公共団体は、首都直下地震防災に係る各種計画を作成。

